

山梨県農業委員会交付金等交付要綱

令和 6 年 4 月

山 梨 県 農 政 部

山 梨 県 農 業 委 員 会 交 付 金 等 交 付 要 綱

平成 元年 11月 21日 付け 農政 第 8-42号 制 定
平成 2年 3月 26日 付け 農政 第 3-90号 一部改正
平成 2年 11月 15日 付け 農政 第 10-12号 一部改正
平成 3年 3月 13日 付け 農政 第 3-89号 一部改正
平成 3年 8月 22日 付け 農政 第 7-40号 一部改正
平成 4年 3月 11日 付け 農政 第 3-21号 一部改正
平成 4年 8月 25日 付け 農政 第 7-77号 一部改正
平成 5年 3月 12日 付け 農政 第 3-35号 一部改正
平成 5年 10月 22日 付け 農政 第 9-21号 一部改正
平成 6年 3月 15日 付け 農政 第 3-23号 一部改正
平成 6年 9月 30日 付け 農政 第 8-22号 一部改正
平成 7年 8月 14日 付け 農政 第 5-20号 一部改正
平成 8年 10月 11日 付け 農政 第 7-69号 一部改正
平成 9年 8月 15日 付け 農総 第 6-69号 一部改正
平成 10年 8月 20日 付け 農総 第 6-16号 一部改正
平成 11年 4月 23日 付け 農総 第 4-30号 一部改正
平成 11年 6月 28日 付け 農総 第 4-30号 一部改正
平成 12年 5月 29日 付け 農総 第 4-19号 一部改正
平成 13年 8月 23日 付け 農総 第 4- 8号 一部改正
平成 14年 3月 6日 付け 農総 第 2- 4号 一部改正
平成 14年 8月 27日 付け 農総 第 7-15号 一部改正
平成 15年 4月 1日 付け 農総 第 4-10号 一部改正
平成 16年 4月 1日 付け 農 総 第 2 3 8 号 一部改正
平成 19年 3月 30日 付け 農 総 第 1 5 1 9 号 一部改正
平成 20年 5月 1日 付け 農 総 第 7 3 9 号 一部改正
平成 22年 5月 11日 付け 農 総 第 4 2 0 号 一部改正
平成 23年 4月 1日 付け 農 総 第 1 0 7 号 一部改正
平成 24年 4月 13日 付け 農 総 第 7 0 号 一部改正
平成 25年 4月 15日 付け 農 総 第 2 3 2 号 一部改正
平成 26年 4月 15日 付け 農 総 第 2 6 8 号 一部改正
平成 27年 4月 15日 付け 農 総 第 3 6 4 号 一部改正
平成 28年 4月 15日 付け 農 総 第 2 1 6 号 一部改正
平成 30年 4月 19日 付け 農 総 第 3 4 4 号 一部改正
平成 31年 4月 19日 付け 農 総 第 5 0 7 号 一部改正
令和 2年 5月 12日 付け 担 農 第 1 6 3 号 一部改正
令和 3年 4月 1日 付け 担 農 第 2 0 9号 一部改正
令和 4年 4月 8日 付け 担 農 第 1 3 8号 一部改正
令和 5年 4月 26日 付け 担 農 第 1 2 4号 一部改正
令和 6年 4月 22日 付け 担 農 第 2 2 3号 一部改正

(趣旨)

第1条 知事は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構（以下「事業実施主体」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金及び補助金（以下「交付金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金等の交付対象等)

第2条 この交付金等は、事業実施主体が実施する事業（以下「交付金等交付事業」という。）に対し、当該農業委員会を置く市町村及び県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。）第42条第1項の規定による知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下「機構」という。）に交付するものとし、補助対象経費、補助対象経費の内容及び補助率等は、別表のとおりとする。

(交付金等の交付申請等)

第3条 交付金等の交付を受けようとする市町村長又は機構の代表者は、交付申請書（様式第1号、第2号、第3号又は第4号）に必要関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付金等の交付条件)

第4条 この交付金等の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 市町村長又は機構の代表者は交付金等交付事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合において、別表に定める重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第5号、第6号、第7号又は第8号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 二 市町村長又は機構の代表者は、交付金等交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 三 交付金等交付事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は交付金等交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延届出書（様式第10号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- 四 「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む。）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、交付申請時にチェックシートを知事に提出しなければならない。
- 五 機構は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 機構は、交付金等交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金等交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- (2) 機構は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第11号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(交付金等の交付決定)

第5条 知事は、第3条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査により、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付決定通知書（様式第12号、第13号、第14号又は第15号）により通知するものとする。

(状況報告)

- 第6条 農業委員会交付金、農地利用最適化交付金又は農業委員会ネットワーク機構補助金の交付決定の通知を受けた市町村長又は機構の代表者は、交付決定を受けた年度の12月末日現在において遂行状況報告書（様式第16号、第17号又は第18号）を作成し、1月15日までにこれを知事に提出しなければならない。
- 2 農地中間管理機構集積支援事業交付金の交付決定の通知を受けた市町村長又は機構の代表者は、交付決定を受けた年度の第2・3四半期の末日現在において遂行状況報告書（様式第19号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までにこれを知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項又は前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長又は機構の代表者に対して当該交付金等交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

(交付金等の交付)

- 第7条 交付金等の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができるものとする。
- 2 市町村長又は機構の代表者は、前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 市町村長又は機構の代表者は、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付金等の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第21号、第22号、第23号又は第24号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付金等の額の確定)

第9条 知事は、交付金等交付事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る事業の成果が交付金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金等の額を確定し、交付金等額の確定通知書（様式第25号、第26号、第27号又は第28号）

により、市町村長又は機構の代表者に通知するものとする。

- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、その超える部分の交付金等の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金等の返還期限は当該命令のなされた日から20日（事業実施主体が当該交付金等の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の保管）

第10条 交付金等の交付を受けた市町村長又は機構の代表者は、この交付金等交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。ただし、改正前の山梨県農業委員会交付金等交付要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表

補 助 対 象 経 費	補 助 対 象 経 費 の 内 容	補 助 率 等	重 要 な 変 更	
			経 費 の 配 分 の 変 更	事業の内容の変更
1 農業委員会交付金 (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当 (2) 職員設置費 (3) 農地調査・資料整備費	農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費	定額	1 経費の欄に掲げる(1)の経費、(2)の経費及び(3)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 2 交付金の額に変更を生じる場合	事業の中止又は廃止
2 農地利用最適化交付金 (1) 推進委員等による最適化活動推進事業費 ア 最適化活動を行う推進委員等の報酬に係る経費 イ 遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握に係る経費 (2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業費 ア 農地等の所有者等への意向把握に係る経費 イ 現況地図の作成・地域の話合いの推進活動に係る経費 ウ 最適化活動の適正実施に係る活動に係る経費	農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地利用の最適化に係る活動を実施するために必要となる経費	定額	交付金の額に変更を生じる場合	

補 助 対 象 経 費	補 助 対 象 経 費 の 内 容	補 助 率 等	重 要 な 変 更	
			経 費 の 配 分 の 変 更	事業の内容の変更
4 農業委員会ネットワーク機構補助金			1 経費の欄に掲げるアの経費、イの経費、ウの経費及びエの経費の相互間における経費の増減（イの経費、ウの経費及びエの経費の相互間における経費の増減を除く） 2 経費の欄に掲げるイの経費、ウの経費及びエの経費の相互間におけるそれぞれの経費の20%を超える増減	事業の中止又は廃止
			補助事業に要する経費の10分の10以内	
	ア 常設審議委員手当等	農地法によりその所掌に属させた事項の処理に要する常設審議委員手当（常設審議委員会）及び職員給与費（俸給等）並びに法定福利費（厚生年金保険料、特例業務負担金、労災保険料、児童手当拠出金、雇用保険料及び健康保険料）	補助金の額に変更を生じる場合	

補助対象経費		補助対象経費の内容	補助率等	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
	イ 業務費 農業委員会事業推進費	機構の農業委員会事業の推進に要する経費			事業の中止又は廃止
	(ア) 農地情報利用効率化対策事業費	機構の農地情報利用効率化対策事業に要する経費	補助事業に要する経費の10分の9以内	経費の欄に掲げる(ア)～(イ)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の20%を超える増減	
	(イ) 農業委員会等活動強化対策事業費	機構の農業委員会等活動強化対策事業に要する経費	補助事業に要する経費の10分の9以内		
	(ウ) 職員給与費・法定福利費	農地法以外の業務推進に要する職員給与費(俸給等)及び法定福利費(厚生年金保険料、特例業務負担金、労災保険料、児童手当拠出金、雇用保険料及び健康保険料)	補助事業に要する経費の2分の1以内	補助金の額に変更を生じる場合	
	ウ 運営事務費等	機構の会議員旅費、連絡旅費及び事務費に要する経費	補助事業に要する経費の10分の10以内		
	エ 共通経費等	機構の事務室借上費、福利厚生費(一般拠出金)及び退職手当積立金に要する経費			
	(ア) 事務室借上費 (イ) 福利厚生費 (ウ) 退職給与積立金		補助事業に要する経費の2分の1以内		

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名

年度農業委員会交付金交付申請書

年度において、次のとおり農業委員会交付金の事業を実施したいので、山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 3 条の規定に基づき、交付金 円の交付を申請します。

1 事業の目的

2 事業の計画及びその内容

(1) 委員会の名称 農業委員会

(2) 部会が設置してあるときは部会名 (部会)

(3) 委員数

農業委員	人	(定数	人)
農地利用最適化推進委員	人	(定数	人)
計	人		

※押印を省略しても差し支えない。

(4) 職員

ア 定数条例による定数

人

イ 職員状況

(単位：円)

番 号	氏 名	性 別 ・ 年 齢	補助 ・ 非補助の 別	専兼別		職員設置費（年額）											備 考
				専 兼 別	兼務先	補 助 対 象 経 費									その他の 手当	計	
						給 料 （本俸）	扶 養 手 当	調 整 手 当	期末勤 勉手当	通 勤 手 当	住 居 手 当	寒冷地 手当	共済費	計			
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
合 計	――	―	――	―	――												――

(注) 1 交付金の対象経費は、給料（本俸）、扶養手当、調整手当、期末勤勉手当、通勤手当、住居手当及び寒冷地手当並びに共済費（職員共済組合への長期給付に係る市町村の負担金及び地方公務員災害補償基金への市町村の負担金に要する経費）である。
2 その他の手当の欄は、時間外勤務手当・宿日直手当・管理職手当等のその他の手当の合計金額を記載する。
3 職員設置費に係る経費の内訳については個々の記載を省略し合計額のための記載も可。

(5) 農家世帯数 (10アール以上の農地により耕作の業務を営む世帯)
世帯

(6) 農地面積
ヘクタール

(7) 農地調査・資料整備
農地調査・資料整備実施の有無

3 事業完了予定年月日
年 月 日

4 収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
農業委員会 交 付 金					
市町村費					
計					

(注) 交付金対象事業（経費）関係のみについて記載すること。

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	本年度予算額（交付金事業 に要する経費）A+B			前年度 予算額	比較増減		備考
	負担区分		計		増	減	
	交付金 A	市町村 費 B					
農業委員及び農地利用 最適化推進委員手当							
農業委員手当							
農地利用最適化推 進委員手当							
職員設置費							
農地調査・資料整備費							
合 計							

(注) 経費の配分の内訳を添付すること。

5 添付資料

(1) チェックシート(第4条関係)

(添付資料) 経費の配分の内訳

(単位：円)

区 分	経 費 の 内 容
農業委員及び農 地利用最適化推 進委員手当	()
	計 <u> </u>
	1 農業委員手当 <u> </u>
	2 農地利用最適化推進委員手当 <u> </u>
	※ 農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介に要するものを除く。
職員設置費	()
	計 <u> </u>
	1 職員の給与費（交付金の対象経費） <u> </u>
	2 その他の経費（市町村の負担金） <u> </u>
農地調査・資料整 備費	()
	計 <u> </u>
	1 旅費 <u> </u>
	2 消耗品費 <u> </u>
	3 通信運搬費 <u> </u>
合 計	()
	<u> </u>

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名

年度農地利用最適化交付金交付申請書

年度において、次のとおり農地利用最適化交付金の事業を実施したので、山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 3 条の規定に基づき交付金
円の交付を申請します。

1 事業の目的

2 事業の計画及びその内容

別添の事業実施計画書のとおり。

(注) 1 農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の（4）により市町村農業委員会が作成する事業実施計画書を添付すること。

※押印を省略しても差し支えない。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A + B + C)	交付事業に 要する経費 (又は交付 事業に要し た経費) (A + B)	負担区分			備 考
			国 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	
(1)農地利用 最適化推進委 員等の実績に 応じた交付金 (2)農業委員 会の実績に応 じた交付金	円	円	円	円	円	
合 計						

4 事業完了年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
農地利用最 適化交付金					
自己負担額					
計					

(注) 交付金対象事業（経費）関係のみについて記載すること。

(2) 支出の部

(単位：円)

区分		本年度予算額（交付金 事業に要する経費）		前年度 予算額	比較増減		備考
		A+B			計		
		負担区分					
		交付金 A	市町村 費 B		増	減	
推進委員等による最適化活動 推進事業							
最適化活動を行う推進委 員等の報酬							
遊休農地の解消等の最適 化活動や農地等の所有者 等への意向把握							
農地利用の最適化の推進のた めの支援事業							
農地等の所有者等の意向 把握							
現況地図の作成・地域の話 合いの推進活動							
最適化活動の適正実施に 係る活動							
合 計							

(注) 経費の配分の内訳を添付すること。

6 添付書類

- (1) 農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第5の1の（4）により市町村農業委員会が作成する事業実施計画書
- (2) チェックシート(第4条関係)
- (3) その他知事が必要と認める書類

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名
県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名

年度農地中間管理機構集積支援事業交付金交付申請書

年度において、次のとおり農地中間管理機構集積支援事業を実施したいので、山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 3 条の規定に基づき交付金 円の交付を申請します。

1 事業の目的

※押印を省略しても差し支えない。

2 事業完了年月日
年 月 日

3 収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
農地中間管 理機構集積 支援事業交 付金					
自己負担額					
計					

(注) 交付金対象事業（経費）関係のみについて記載すること。

(2) 支出の部

(単位：円)

区分		本年度予算額(交付金事業に要する経費) A+B		計	前年度予算額	比較増減		備考
		負担区分				増	減	
		交付金 A	自己負担額 B					
農地法等に基づく事務の適正実施のための支援								
	農地の利用関係の調整費							
	農地の利用状況等の調査費							
	農地等訴訟等事務処理費							
	農地等の台帳の整備費							
	農地の権利移動等の状況把握等費							
農地の有効利用を図るための支援								
	農業委員等の資質向上のための活動費							
	その他 (特認活動)							
広域的な農地利用調整活動等への支援事業								
	農業委員会等に対する支援費							
	農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供費							
	農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席費							
	その他 (特認活動)							
合計								

4 添付書類

- (1) 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の1で承認された機構集積支援事業実施計画
- (2) チェックシート(第4条関係)
- (3) その他知事が必要と認める書類

番
年 月 号
日

山梨県知事

殿

県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名

年度農業委員会ネットワーク機構補助金交付申請書

年度において、次のとおり農業委員会ネットワーク機構補助金の事業を実施
したいので、山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 3 条の規定に基づき、補助金
円の交付を申請します。

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(1) 常設審議委員会開催回数
回 (出席委員数 人日)

(2) 打合せ、調査等実施回数
回 (出席委員数 人日)

(3) 国庫負担対象職員数
人 (業務日数 人日)

※押印を省略しても差し支えない。

(4) 職員

(単位：円)

負担補助の別	氏名	性別・年齢	担当事務	専兼別		給与手当（年）額									法定福利費年額			備考
				専兼別	兼務先	補助対象経費							その他の手当	計	負担対象経費	その他	計	付号俸 前歴 その他
						給料	扶養手当	調整手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	計						
国庫負担対象																		
	計名	—	——	—	—													——
県費補助対象																		
	計名	—	——	—	—													——
自己負担等																		
	計名	—	——	—	—													——
合計	名	—	——	—	—													——

(注) 1 国庫負担対象の項には、その者の給与及びその者に要する法定福利費の全部又は一部が国庫負担金（職員給与費及び法定福利費）で賄われている者について記載し、県費補助対象の項には、その者の給与及びその者に要する法定福利費の全部又は一部が県費補助金で賄われている者（国庫負担対象に該当する者を除く。）について記載し、自己負担の項には、これら以外の者を記載すること。

2 国庫補助事業を遂行するため、国庫負担対象職員以外の職員をもってあて、当該職員に要する人件費をそれぞれの事業費科目の該当予算から支出することとした場合は、当該国庫補助事業費の支出科目からの支出額を内数として（ ）書きで再掲すること。

3 法定福利費年額の欄には、国庫負担対象の経費（厚生年金保険料、特例業務負担金、労災保険料、児童手当拠出金、雇用保険料及び健康保険料）の合計額、その他の欄には国庫負担対象以外の経費の合計額を記載すること。

4 備考欄には次の事項を記載すること。

① 毎年度4月1日現在において、職員を格付けしてある山梨県職員給与条例の行政職給料表の号俸及び当該号俸に格付けした年月日を記載すること。
また、年度途中で昇給の予定がある場合は、その号俸及び年月日も併せて記載すること。

② 県のOB等の前歴、その他参考となる事項を記載すること。

(5) 事業計画及びその内容

(ア) 農地情報利用効率化対策事業の遂行方針

企画検討会の開催計画（開催日、開催場所、参加人員及び主な検討内容）

農地地図情報システム活用・普及推進検討会の開催計画（開催日、開催場所、参加人員及び主な検討内容）

農地地図情報システムの活用状況の調査・分析計画

農地地図情報システム濃密指導の実施計画（対象委員会数、指導回数）

農用地情報利活用検討会の開催計画（開催日、開催場所及び参集予定者）

共有ネットワークシステム利活用検討会の開催計画（開催日、開催場所及び参集予定者）

共有ネットワークシステム濃密指導の実施計画（対象委員会数、指導回数）

共有ネットワークシステムマニュアルの作成計画

農地等情報活用促進システムの導入計画

農地等情報活用促進システム利活用検討会の開催計画

(イ) 農業委員会等活動強化対策事業の遂行方針

基礎研修会の開催計画（開催日、開催場所、参加人員、講師及び主な研修内容）

特別研修会の開催計画（開催日、開催場所、参加人員、講師及び主な研修内容）

専門研修会の開催計画（開催日、開催場所、参加人員、講師及び主な研修内容）

巡回指導（対象委員会数及び指導回数）

活動事例集の作成計画（発行回数及び発行部数）

調査事業の実施内容

調査項目

調査会の開催計画（開催場所、開催回数及び参加人員）

調査方法

農地調整関係等調査事業の遂行方針

調査計画（見込）件数（転用のための権利移動、賃貸借の解除、解約

土地区画整理事業、農業経営基盤強化促進実施方針、特定利用権設定、開発行為別）

調査所要人員 人

広域連携指導の遂行方針（広域連携会等の開催日、開催場所、参加人員、主な検討内容）

活動評価検討会の開催計画（開催日、開催場所、参加人員、主な検討内容）

農業委員会組織業務効率化検討会の開催計画（開催日、開催場所、参加人員、主な検討内容）

農業委員会組織業務効率化実態調査の実施計画

3 事業完了予定年月日
年 月 日

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
農業委員会ネットワーク機構補助金					
自己負担額					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額（補助事業 に要する経費） A+B			前年度 予算額	比較増減		備考
	負担区分		増		減		
	補助金 A	農業 会議 B					
常設審議委員手当等							
常設審議委員手当							
職員給与費							
法定福利費							
業務費							
農業委員会 事業推進費							
農地情報利用効 率化対策事業費							
農業委員会等活 動強化対策事業 費							
職員給与費・法定福 利費							
運営事務費等							
共通経費等							
事務室借上費							
福利厚生費							
退職給与積立金							
合計							

- (注) 1 補助対象事業以外の支出がある場合は、新科目を設定記載する。
 2 経費の配分の内訳を添付すること。
 3 常設審議委員手当の項には、農地法によりその所掌に属させた事項
 を処理するための会議（常設審議委員会）に出席する常設審議委員の
 手当の支給に要する額を記載すること。

5 添付書類

- (1) チェックシート(第4条関係)

(添付資料) 経費の配分の内訳 (農業委員会ネットワーク機構補助金)

(単位: 円)

区 分	経費の内訳
常設審議委員手当等	計
常設審議委員手当	1 常設審議委員手当 (手当単価: 会長・副会長 会長・副会長以外)
職員給与費	1 職員給与費
法定福利費	1 法定福利費
業 務 費	計
農業委員会事業 推進費	計
農地情報利用効 率化対策事業費	計
	1 企画検討会開催費 ①会場費 ②会議費 ③委員謝金 ④委員旅費 ⑤資料費 2 農地地図情報システム活用・普及推進検討会費 ①会場費 ②会議費 ③資料費 3 農地地図情報システム活用状況等調査・分析費 ①調査票印刷費 ②郵送費 ③現地調査旅費 ④調査結果分析費

(単位：円)

区 分			経費の内訳
			4 農地地図情報システム研修会出席旅費
			5 農地地図情報システム濃密指導費
			①指導員謝金 ②指導員旅費
			6 農地等情報利活用検討会費
			①会場費 ②会議費
			③資料費 ④出席旅費
			7 共有ネットワーク利活用検討会費
			①会場費 ②会議費
			③委員謝金 ④委員出席旅費
			⑤資料費
			8 共有ネットワーク濃密指導費
			①指導員謝金 ②指導員旅費
			③資料費
			9 共有ネットワークシステム・マニュアル作成費
			10 農地等情報活用促進システム利活用検討会費
			①会場費 ②会議費
			③講師謝金 ④講師旅費
			⑤資料費
			11 農地情報活用促進システム費
			①データ入力費
			②パソコン購入費
			12 データ保守料

(単位：円)

区 分		経費の内訳
	農業委員会等活動強化対策事業費	計 1 一般社団法人全国農業会議所（以下「全国農業会議所」という。）が行う研修への出席旅費 2 農業委員、職員研修費 ①会場費 ②講師謝金 ③講師旅費 ④職員旅費 ⑤教材費 3 特別研修費 ①会場費 ②会議費 ③講師謝金 ④講師旅費 ⑤職員旅費 ⑥教材費 4 専門研修費 ①会場費 ②講師謝金 ③講師旅費 ④職員旅費 ⑤教材費 5 指導費 ①指導員謝金 ②指導員旅費 ③資料費 6 事例集情報収集・提供活動費 ①調査員謝金 ②調査員旅費 ③資料印刷費 ④調査費 7 調査事業費 ①打合せ会議出席旅費 ②会場費 ③資料費 ④現地調査旅費 ⑤結果集計賃金 8 農地調整関係等調査現地旅費 9 広域連携指導費 ①指導員謝金 ②指導員旅費 ③資料費 10 活動評価検討会費 ①会場費 ②会議費 ③資料費 ④学識者謝金 ⑤学識者旅費 ⑥職員旅費 11 農業委員会組織業務効率化検討会費 ①会場費 ②会議費 ③資料費 ④委員旅費 ⑤職員旅費 ⑥取組事例印刷費 12 農業委員会組織業務効率化実態調査費 ①調査員謝金 ②調査員旅費 ③資料費
	職員給与費・法定福利費	計 ①職員給与費 ②法定福利費

(単位：円)

区 分	経費の内訳
運営事務費等	計
常設審議委員旅費 連絡旅費	1 常設審議委員の常設審議委員会への出席旅費 計
	1 全国農業会議所総会及び都道府県農業会議会長会議 への出席旅費 2 全国農業会議所との連絡及び全国農業会議所が行う 職員講習会への出席旅費
事務費	計
	1 県農業委員会ネットワーク機構の会議開催費 ①招集費 ②資料費 ③会議費 2 県農業委員会ネットワーク機構運営のための事務費 ①消耗品費 ②通信費 ③印刷費 ④光熱水道料 3 啓もう宣伝費 ①情報印刷費 ②通信運搬費
共通経費等	計
事務室借上費	計
福利厚生費	計
	1 一般拠出金
退職給与積立金	計

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名

年度農業委員会交付金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農業
委員会交付金について、事業内容及び経費の配分を次のとおり変更したいので、
山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 4 条第 1 号の規定に基づき、承認されたく申
請します。

1 変更理由

2 交付金の申請額 円
(うち今回追加額 円)

3 事業の計画及びその内容

(1) 委員会の名称 農業委員会

(2) 部会が設置してあるときは部会名 (部会)

(3) 委員数

農業委員	人	(定数	人)
農地利用最適化推進委員	人	(定数	人)
計	人		

(注) 交付金の交付決定に係る事業の内容及び経費の配分並びに変更後の事業
の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、経
費の配分及び収支予算等の変更に係る部分については変更前を括弧書きで上
段に、変更後を下段に記載すること。

※押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名

年度農地利用最適化交付金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地利用最適化交付金について、事業内容及び経費の配分を次のとおり変更したいので、山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 4 条第 1 号の規定に基づき、承認されたく申請します。

1 変更理由

2 交付金の申請額 円
(うち今回追加額 円)

3 事業の計画及びその内容
(以下様式第 2 号に準じて作成すること。)

- (注) 1 交付金の交付決定に係る事業の内容及び経費の配分並びに変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、経費の配分及び収支予算等の変更に係る部分については変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。
- 2 交付申請時に添付した農地利用最適化交付金事業実施計画は変更後の事業内容等に訂正し、添付すること。

※押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名
県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名

年度農地中間管理機構集積支援事業交付金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地中間
管理機構集積支援事業交付金について、事業内容及び経費の配分を次のとおり
変更したいので、山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 4 条第 1 号の規定に基
づき、承認されたく申請します。

1 変更理由

2 交付金の申請額 円
(うち今回追加額 円)

- (注) 1 交付金の交付決定に係る事業の内容及び経費の配分並びに変更後の事業
の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、
経費の配分及び収支予算等の変更に係る部分については変更前を括弧書
きで上段に、変更後を下段に記載すること。
- 2 交付申請時に添付した機構集積支援事業実施計画書は変更後の事業内
容等に訂正し、添付すること。

※押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名

年度農業委員会ネットワーク機構補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農業委員会ネットワーク機構補助金について、事業内容及び経費の配分を次のとおり変更したいので、山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 4 条第 1 号の規定に基づき、承認されたく申請します。

1 変更理由

2 補助金の申請額 円
(うち今回追加額 円)

3 事業計画及びその内容

(1) 常設審議委員会開催回数
回 (出席委員数 人日)

(2) 打合せ、調査等実施回数
回 (出席委員数 人日)

(3) 国庫負担対象職員数
人 (業務日数 人日)

(注) 補助金の交付決定に係る事業の内容及び経費の配分並びに変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、経費の配分及び収支予算等の変更に係る部分については変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

※押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名
県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名

年度農業委員会交付金事業中止（廃止）承認申請書
年度農地利用最適化交付金事業中止（廃止）承認申請書
年度農地中間管理機構集積支援事業中止（廃止）承認申請書
年度農業委員会ネットワーク機構補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた
年度 事業を次の理由により中止（廃止）したいので山梨
県農業委員会交付金等交付要綱第4条第2号の規定に基づき、承認くださるよう申請します。

1 事業中止（廃止）理由書

（できるだけ具体的に記入すること。）

※押印を省略しても差し支えない。

番
年 月 日
号

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名
県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名年度農地利用最適化交付金事業交付金遅延届出書
年度農地中間管理機構集積支援事業交付金遅延届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった事業について、次の理由により（予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった（注1））ため、山梨県農業委員会交付金等交付要綱第4条第3号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

（なお、次の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注2））

1 事業が（予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった（注1））理由

2 事業の遂行状況

区 分	総事業費	○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		備考
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

※押印を省略しても差し支えない。

- (注) 1. 括弧内は、該当するものを記載すること。
2. 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
3. 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

3 事業開始年月日 年 月 日

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

番 号
年 月 日

県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

契約に係る指名停止等に関する申立書

当社は、貴殿発注の物品・役務契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、山梨県から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注 1) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が山梨県から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

年度農業委員会交付金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度農業委員会交付金について、山梨県補助金等交付規則第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、通知します。

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった農業委員会交付金事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 交付金の交付決定額は、次のとおりとする。

交付金交付額 金 円

- 3 事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 事業の期間は、本交付決定通知日から 年 月 日までとする。
- 5 交付金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合において、山梨県農業委員会交付金等交付要綱別表に定める重要な変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 交付金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ア 交付金の他の用途への使用をしたとき
- イ 交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 交付金の交付決定を取り消した場合、事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ当該交付金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 事業が、交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、事業の遂行状況について報告させることがある。

8 事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付金を交付した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 事業に係る帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

年度農地利用最適化交付金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度農地利用最適化交付金について、山梨県補助金等交付規則第 5 条の規定により次のとおり交付することに決定したので、通知します。

交付金・補助金名	補助率	農地利用最適化推進員等の実績（円）	農業委員会の実績（円）	合 計（円）
農地利用最適化交付金	定額			

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった農地利用最適化交付金事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 3 事業の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 4 交付金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合において、山梨県農業委員会交付金等交付要綱別表に定める重要な変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 交付金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 交付金の他の用途への使用をしたとき

イ 交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 交付金の交付決定を取り消した場合、事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ当該交付金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 事業が、交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、事業の遂行状況について報告させることがある。

7 事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付金を交付した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 事業に係る帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

番 号
年 月 日

（市町村長 殿
県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名 殿）

山梨県知事 印

年度農地中間管理機構集積支援事業交付金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度農地中間管理機構集積支援事業交付金について、山梨県補助金等交付規則第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、通知します。

1 交付金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった農地中間管理機構集積支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 交付金の交付決定額は、次のとおりとする。

交付金交付額 金 円

3 事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 事業の期間は、本交付決定通知日から 年 月 日までとする。

5 交付金の交付の条件は次のとおりとする。

（1）事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合において、山梨県農業委員会交付金等交付要綱別表に定める重要な変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（2）事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（3）事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 交付金の交付の条件等に違反した場合の措置

（1）次のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り

消す場合がある。

ア 交付金の他の用途への使用をしたとき

イ 交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 交付金の交付決定を取り消した場合、事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ当該交付金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 事業が、交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、事業の遂行状況について報告させることがある。

8 事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付金を交付した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 事業に係る帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

番 号
年 月 日

県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名 殿

山梨県知事 印

年度農業委員会ネットワーク機構補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度農業委員会ネットワーク機構補助金について、山梨県補助金等交付規則第 5 条の規定により次のとおり交付することに決定したので、通知します。

1 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった農業委員会ネットワーク機構補助金事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金交付額 金 円

3 事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 事業の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合において、山梨県農業委員会交付金等交付要綱別表に定める重要な変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、事業の遂行状況について報告させることがある。

8 事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金を交付した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 事業に係る帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名

年度農業委員会交付金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった農業委員会交付金の遂行状況を山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

区 分	総事業費 A	12月末日までに完了 したもの		1月1日以降に実 施するもの		備考
		事業費 B	出来高比率 (B/A)	事業費 (A-B)	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1. 「区分」欄には、様式第 1 号の 4 の収支予算の (2) の支出の部に掲げる経費ごとに記載すること。
2. 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

※押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名

年度農地利用最適化交付金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった農地利用最適化交付金の遂行状況を山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

区 分	総事業費 A	12月末日までに完了 したもの		1月1日以降に実 施するもの		備考
		事業費 B	出来高比率 (B/A)	事業費 (A-B)	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1. 「区分」欄には、様式第 2 号の 5 の収支予算の (2) の支出の部に掲げる経費ごとに記載すること。
2. 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

※押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名

年度農業委員会ネットワーク機構補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった農業委員会ネットワーク機構補助金の遂行状況を山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

区 分	総事業費 A	1 2 月末日までに完了 したもの		1 月 1 日以降に実 施するもの		備考
		事業費 B	出来高比率 (B/A)	事業費 (A-B)	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1. 「区分」欄には、様式第 4 号の 4 の収支予算の (2) の支出の部に掲げる経費ごとに記載すること。
2. 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

※押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名

県農業委員会ネットワーク機構

団体名 代表者氏名

年度農地中間管理機構集積支援事業交付金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあつた農地中間管理機構集積支援事業交付金の遂行状況を山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 遂行状況（第〇・四半期末現在）

区 分	総事業費 A	第〇・四半期末までに完了したもの		第〇・四半期末以降に実施するもの		備考
		事業費 B	出来高比率 (B/A)	事業費 (A-B)	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注） 1. 「区分」欄には、様式第 3 号の 3 の収支予算の（2）の支出の部に掲げる経費ごとに記載すること。

2. 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

※押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

（市町村長 氏 名
県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名）

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた
年度 事業について次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 ￥

2 内訳

交付決定額 ①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払方法

(1) 現金

(2) 口座振替

振替先金融機関名
預金種別（当座、普通）口座番号
口座名

※押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名

年度農業委員会交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知（及び 年
月 日付け 第 号で変更通知）のあった農業委員会交付金事
業を実施したので、山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 8 条の規定に基づき、次
のとおり報告します。

1 事業の目的

2 交付金の額

3 事業遂行実績

(1) 委員会の名称

(部会が設置してあるときは部会名

農業委員会
部会)

(2) 委員数

農業委員	人	(定数	人)
農地利用最適化推進委員	人	(定数	人)
計	人		

※押印を省略しても差し支えない。

(3) 職員

ア 定数条例による定数

人

イ 職員状況

(単位：円)

番号	氏名	性別・年齢	補助・非補助の別	専兼別		職員設置費（年額）												備考
				専兼別	兼務先	補助対象経費										その他の手当	計	
						給料(本俸)	扶養手当	調整手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	寒冷地手当	共済費	計				
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
合計	――	―	――	―	――												――	

(注) 1 交付金の対象経費は、給料（本俸）、扶養手当、調整手当、期末勤勉手当、通勤手当、住居手当及び寒冷地手当並びに共済費（職員共済組合への長期給付に係る市町村の負担金及び地方公務員災害補償基金への市町村の負担金に要する経費）である。

2 その他の手当の欄は、時間外勤務手当・宿日直手当・管理職手当等のその他の手当の合計金額を記載する。

3 職員設置費に係る経費の内訳については個々の記載を省略し合計額のみ記載も可。

(4) 会議の開催実績

区 分	開 催 回 数					備考
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計	
(1) 農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項関係						
(2) 農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項関係以外						
(7) 農業振興関係						
(イ) その他						
(3)(1)と(2)を併せ行ったもの						
計						

(5) 事務処理実績

ア 農地法関係処理

3条関係	4条関係	5条関係	18条関係	その他の条項	計

イ 農業経営基盤強化促進法関係処理 件（うち16条関係 件）

ウ 土地改良関係処理 件

エ その他農業委員会法 6 条 1 項に基づく法令業務処理 件

オ 農地等の交換分合のあっせん及びその他農地事情の改善処理
件（うち成立 件）

カ 農業及び農村計画樹立の有無（ 有 ・ 無 ）

キ その他農業委員会法 6 条 2 項に基づく法令業務処理 件

ク 農業委員会等に関する法律第 3 8 条による意見の提出 件
（意見の件名 ）

（ 6 ） 農地調査・資料整備

農地調査・資料整備対象件数 件

4 事業完了年月日

年 月 日

5 収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
農業委員会 交 付 金					
市町村費					
計					

(注) 交付金対象事業（経費）関係のみについて記載すること。

(2) 支出の部

ア 事業の内容区分

(単位：円)

区 分	本年度精算額（交付金事業に要した経費）A+B			本年度予算額（交付金事業に要する経費）A+B			比較増減		備考
	負担区分		計	負担区分		計	増	減	
	交付金 A	市町村 費 B		交付金 A	市町村 費 B				
農業委員及び農地利用 最適化推進委員手当									
農業委員手当									
農地利用最適化推進委員手当									
職員設置費									
農地調査・資料整備費									
合 計									

(注) 様式第1号に準じて経費の配分の内訳を添付すること

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名

年度農地利用最適化交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知（及び 年
月 日付け 第 号で変更通知）のあった農地利用最適化
交付金事業を実施したので、山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 8 条の規定
に基づき、次のとおり報告します。

1 事業の目的

2 交付金の額

※押印を省略しても差し支えない。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A + B + C)	交付事業に 要する経費 (又は交付 事業に要し た経費) (A + B)	負担区分			備 考
			国 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	
(1)農地利用 最適化推進委 員等の実績に 応じた交付金	円	円	円	円	円	
(2)農業委員 会の実績に応 じた交付金						
合 計						

4 事業完了年月日

年 月 日

5 収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
農地利用最 適化交付金					
自己負担額					
計					

(注) 交付金対象事業（経費）関係のみについて記載すること。

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度精算額（交付金事業に要した経費） A+B			本年度予算額（交付金事業に要する経費） A+B			比較増減		備考
	負担区分		計	負担区分		計	増	減	
	交付金 A	自己負担額 B		交付金 A	自己負担額 B				
推進委員等による最適化活動推進事業									
最適化活動を行う推進委員等の報酬									
遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握									
農地利用の最適化の推進のための支援事業									
農地等の所有者等の意向把握									
現況地図の作成・地域の話合いの推進活動									
最適化活動の適正実施に係る活動									
合 計									

(注) 様式第2号に準じて経費の配分の内訳を添付すること

6 添付書類

- (1) 農地利用最適化交付金事業実施要綱(平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知)第5の2で作成した農地利用最適化交付金事業完了報告書
- (2) その他知事が必要と認める書類

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長 氏 名
県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名

年度農地中間管理機構集積支援事業交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知（及び 年
月 日付け 第 号で変更通知）のあった農地中間管理機構集
積支援事業を実施したので、山梨県農業委員会交付金等交付要綱第 8 条の規定に基
づき、次のとおり報告します。

1 事業の目的

2 交付金の額

※押印を省略しても差し支えない。

3 事業完了年月日
年 月 日

4 収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
農地中間管 理機構集積 支援事業交 付金					
自己負担額					
計					

(注) 交付金対象事業（経費）関係のみについて記載すること。

(2) 支出の部

ア 事業の内容区分

(単位：円)

区分	本年度精算額（交付金事業に要した経費） A+B			本年度予算額（交付金事業に要する経費） A+B			比較増減		備考
	負担区分		計	負担区分		計	増	減	
	交付金 A	自己負担額 B		交付金 A	自己負担額 B				
農地法等に基づく事務の適正実施のための支援									
農地の利用関係の調整費									
農地の利用状況等の調査費									
農地等訴訟等事務処理費									
農地等の台帳の整備費									
農地の権利移動等の状況把握等費									
農地の有効利用を図るための支援									
農業委員等の資質の向上のための活動費									
その他 （特認活動）									
広域的な農地利用調整活動等への支援									
農業委員会等に対する支援費									
農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供費									
農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席費									
その他 （特認活動）									
合 計									

(注) 様式第3号に準じて経費の配分の内訳を添付すること

イ 交付金対象経費の内容区分

(単位：円)

項目	農地法等に 基づく事務 の適性実施	農地の有効 利用を図る ための支援	広域的な農地 利用調整活動 等への支援	備考
旅費				
報酬・謝金				
賃金				
手当				
予納金				
印刷製本費				
借料及び使用料				
雑役務費				
通信運搬費				
備品購入費				
消耗品費				
システム改修費				
委託費				
その他の経費				
計				

5 添付書類

- (1) 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農
林水産事務次官依命通知）第9の2で作成した機構集積支援事業完了報告書
- (2) その他知事が必要と認める書類

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名

年度農業委員会ネットワーク機構補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知（及び 年
月 日付け 第 号で変更通知）のあった農業委員会ネッ
トワーク機構補助金事業を実施したので、山梨県農業委員会交付金等交付要綱
第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業の目的

2 補助金の額

3 事業遂行実績

(1) 常設審議委員数

総数

人 (定数 人)

※押印を省略しても差し支えない。

(2) 職員

(単位：円)

負担補助の別	氏 名	性別・年齢	担 当 事 務	専兼別		給 与 手 当 (年) 額									法 定 福 利 費 年 額			備 考
				専 兼 別	兼 務 先	補 助 対 象 経 費							その他 の手当	計	負 担 対 経 費	そ の 他	計	付号俸 前 歴 その他
						給 料	扶 養 手 当	調 整 手 当	期末勤 勉手当	通 勤 手 当	住 居 手 当	計						
国庫負担対象																		
	計 名	—	——	—	—													——
県費補助対象																		
	計 名	—	——	—	—													——
自己負担等																		
	計 名	—	——	—	—													——
合計	名	—	——	—	—													——

- (注) 1 国庫負担対象の項には、その者の給与及びその者に要する法定福利費の全部又は一部が国庫負担金（職員給与費及び法定福利費）で賄われている者について記載し、県費補助対象の項には、その者の給与及びその者に要する法定福利費の全部又は一部が県費補助金で賄われている者（国庫負担対象に該当する者を除く。）について記載し、自己負担の項には、これら以外の者を記載すること。
- 2 国庫補助事業を遂行するため、国庫負担対象職員以外の職員をもってあて、当該職員に要する人件費をそれぞれの事業費科目の該当予算から支出することとした場合は、当該国庫補助事業費の支出科目からの支出額を内数として（ ）書きで再掲すること。
- 3 法定福利費年額の欄には、国庫負担対象の経費（厚生年金保険料、特例業務負担金、労災保険料、児童手当拠出金、雇用保険料及び健康保険料）の合計額、その他の欄には国庫負担対象以外の経費の合計額を記載すること。
- 4 備考欄には次の事項を記載すること。
- ① 毎年度4月1日現在において、職員を格付けしてある山梨県職員給与条例の行政職給料表の号俸及び当該号俸に格付けした年月日を記載すること。
また、年度途中で昇給の予定がある場合は、その号俸及び年月日も併せて記載すること。
- ② 県のOB等の前歴、その他参考となる事項を記載すること。

(3) 事業別遂行実績

(ア) 農地情報利用効率化対策事業の実施内容

企画検討会の開催実績（開催日、開催場所、参加人員及び主な検討内容）
農地地図情報システム活用・普及推進検討会の開催実績（開催日、開催場所、参加人員及び主な検討内容）
農地地図情報システムの活用状況調査、分析の実績（調査、分析数）
農地地図情報システム研修会の実績（参加日、参加場所、参加人員）
農地地図情報システム濃密指導の実績（対象委員会数、指導回数）
農用地情報利活用検討会の実績（開催日、開催場所及び参加人員）
共有ネットワークシステム利活用検討会の開催実績（開催日、開催場所及び参加人員）
共有ネットワークシステム濃密指導の実績（対象委員会数、指導回数）
共有ネットワークシステムマニュアルの作成実績（対象委員会数、配布数）
農地等活用促進システムの導入実績
農地等情報活用促進システム利活用検討会の開催実績

(イ) 農業委員会活動強化対策事業の実施内容

基礎研修会の開催実績（開催日、開催場所、参加人員、講師及び主な研修内容）
特別研修会の開催実績（開催日、開催場所、参加人員、講師及び主な研修内容）
専門研修会の開催実績（開催日、開催場所、参加人員、講師及び主な研修内容）
巡回指導実績（対象委員会数及び指導回数）
活動事例集の作成実績（発行回数及び発行部数）
調査事業の実施実績
調査項目
調査会の開催実績（開催日、開催場所及び参加人員）
調査方法
農地調整関係等調査事業の実績
調査件数（転用のための権利移動、賃貸借の解除、解約、土地区画整理事業、農業経営基盤強化促進実施方針、特定利用権設定、開発行為別）
調査人員 人
広域連携指導実績（広域連携会等の開催日、開催場所、参加人員、主な検討内容）
活動評価検討会の開催実績（開催日、開催場所、参加人員、主な検討内容）
農業委員会組織業務効率化検討会の開催実績（開催日、開催場所、参加人員、主な検討内容）
農業委員会組織業務効率化実態調査の実施実績

(ウ) 農地法等関係事務処理件数等

(単位：件、h a)

区 分	件 数	面 積
転 用 の 制 限 転用のための権利移動制限 賃貸借の解除等の制限 土地区画整理事業 農業経営基盤強化促進基本方針 特定利用権設定 開 発 行 為		
合 計		

(注) 農業経営基盤強化促進基本方針の項は、処理件数のみを記載すること。

4 事業完了年月日

年 月 日

5 収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
農業委員会ネットワーク機構補助金					
自己負担額					
計					

(2) 支出の部

ア 事業の内容区分

(単位：円)

区分	本年度精算額（補助事業に要した経費） A+B			本年度予算額（補助事業に要する経費） A+B			比較増減		備考
	負担区分		計	負担区分		計	増	減	
	補助金 A	自己負担額 B		補助金 A	自己負担額 B				
常設審議委員手当等									
常設審議委員手当									
職員給与費									
法定福利費									
業務費									
農業委員会事業推進費									
農地情報利用効率化対策事業費									
農業委員会等活動強化対策事業費									
職員給与費・法定福利費									
運営事務費等									
共通経費等									
事務室借上費									
福利厚生費									
退職給与積立金									
合 計									

- (注) 1 補助対象事業以外の支出がある場合は、新科目を設定記載する。
- 2 様式第4号に準じて経費の配分の内訳を添付すること。
- 3 常設審議委員手当の項には、農地法によりその所掌に属させた事項を処理するための会議（常設審議委員会）に出席した常設審議委員の手当の支給に要した額を記載すること。

6 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金事業実績

役職員手当関係				職員設置関係	
会議		調査、打合せ等		負担金対象 職員数	業務日数
開催回数	人数	実施回数	人数		
回	人日	回	人日	人	人日

業務処理件数			
農地法第4条及び第5条関係		農地法第18条 関係	農地法第39条 関係
総件数	うち30a以下		
件	件	件	件

- (注) 1 役職員手当関係の人数の欄には、負担金を手当に充当した役職員の出席日数の総計を記載すること。
- 2 職員設置関係の業務日数には、負担金を給与費等に充当した職員の業務日数の総計を記載すること。

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

年度農業委員会交付金額の確定通知書

年度農業委員会交付金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第 1 3 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

年度農地利用最適化交付金額の確定通知書

年度農地利用最適化交付金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第 1 3 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円

番 号
年 月 日

〔 市町村長 殿
県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名 殿 〕

山梨県知事 印

年度農地中間管理機構集積支援事業費補助金額の確定通知書

年度農地中間管理機構集積支援事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第 13 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円

番 号
年 月 日

県農業委員会ネットワーク機構
団体名 代表者氏名 殿

山梨県知事 印

年度農業委員会ネットワーク機構補助金額の確定通知書

年度農業委員会ネットワーク機構補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第 13 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円